

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備法人公募に関する質問回答

(R7.9.26更新)

質問 1

①公募要項P5の応募書類の綴り方及び提出部数の図の中に、ページの表記とありますが、どのようにつけるのでしょうか。表紙1枚目からの続き番号のように考えたらよろしいでしょうか？また、それは手書きでもよろしいのでしょうか？

②ファイルの表紙、背表紙についてですが、タイトルや応募者の名前など、記載が見当たらなかったのですが、記載なしでよいのでしょうか？

以上2点どのようにするのか教えてください。

回答 1

①応募書類一式の全ページについて、1から通し番号を振り、ページ中央下部にご記入下さい。手書きでも構いませんが、視認性が低くならないよう、はっきりと書いて下さい。

②表紙、背表紙について特に指定はありませんが、他の応募者の書類との区別のため、法人名をラベルライター等で作成、貼付していただきますようお願いします。

質問 2

①石垣市内での整備を検討しているが、新築の場合、建築単価高騰にて工事費が大きく採算が厳しい。そのため、既存の建物（民間病院）を購入し応募検討。新築でなく既存の建物改築でも公募要件に該当しますか。

②上記①の質問で要件に該当する場合、「沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱」の別表第2 創設、改築、改修、どの項目に該当しますか。

回答 2

①既存の建物を改修等により特別養護老人ホームに転用する場合にも、公募要件に該当します。ただし、民間病院の建物の転用に関する処分の手続き等がある場合には、所管する行政庁の指示に従って対応してください。

②上記の場合、県補助金交付要綱の別表第1の「創設」の整備区分に該当します。

質問 3

- ①今回、基本財産と運用財産を現在経営している会社（株式）にて寄付をし、創設法人で応募を希望しております。応募書の名称を（仮称）社会福祉法人・・・福祉会、代表者を設立代表者と記載し個人の印を押印でよろしいでしょうか。
- ②応募書の添付書類に記載されている17の定款は、予定案の提出でよろしいでしょうか。
- ③また、18～21は、現時点では法人が無いので提出無しでよろしいでしょうか。
- ④22の納税証明書は、設立代表者個人分の提出でよろしいでしょうか。

回答 3

社会福祉法人を新設する場合は、所管する自治体と事前調整のうえ、ご応募ください。
また、県への応募書類提出の際には、所定様式に加え、法人認可までのスケジュールや所管する自治体との調整状況について説明できる資料も併せてご提出下さい。

以下、質問①～④に対する回答。

- ①公募要項第3の1の（1）に記載のとおり、社会福祉法人の創設を予定している場合は、設立準備委員会を組織した上で応募ください。よって、応募書の「法人の名称」欄には設立準備委員会の名称を、「代表者氏名」欄には、当該設立準備委員会の代表者氏名と個人の印を押印して下さい。
- ②③④法人創設予定者の場合、定款案、寄付を行う株式会社の書類をご提出ください。（公募要項の第4の1「提出書類」参照。）

質問 4

本公募における補助金として創設補助金3,025千円／床並びに施設開設準備経費等支援金989千円／床を認識して事業計画しています。そのうち施設開設準備経費等支援金は公募選定された法人と次年度以降に協議を煮詰めると認識しております。

そのうえで確認なのですが沖縄県において定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金等の事業策定はございますか。

回答 4

現時点において、本県で当該事業を実施する予定はありません。

質問 5

公募要項にて次原則を確認『ユニット型個室とし、1ユニットの定員は10人を基本としつつ15名を超えないものとする。』しますが低所得の入所者向けの選択肢として従来型多床室を配置することは可能ですか。

回答 5

県では沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、個室ユニット型施設の整備を推進しているため、公募要項に記載しているとおり。

質問 6

入所者の介護度の重度化及び職員の業務負担軽減のため個室は配置せず複数ユニットに1か所以上の特浴：機械浴のみを配置することは設置基準上可能ですか。（寝浴式の機械浴とは別に座位が取れる入所者用の一般浴槽を特浴：機械浴室に設ける予定です）

回答 6

浴室については、県条例、国基準（老人福祉法、介護保険法）により、設置することが義務づけられており、「介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること」（基準）、「居室のある階ごとに設けることが望ましい」（国の基準解釈通知）とされています。

そのため、特浴、機械浴のみで入所者に適したものかどうかについては、現状の資料のみでは判断できません。つきましては、具体的にどういった状態の方を想定しているのか、また、現在運用している実績があれば、それをお示し下さい。

質問 7

在宅サービス（短期／DSその他）を併設することは問題ないですか／その部分は創設補助の対象面積から除かれますか。

回答 7

併設は問題ありませんので、必要性については応募事業者においてご判断ください。

補助金の交付額については、「沖縄県老人福祉施設整備費補助金交付要綱」別表第2に定める配分基礎単価に整備床数を乗じた額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額の範囲内の額となります。（交付要綱第5条参照。）

整備面積による算定とはなっておりませんのでご留意ください。

質問 8

万が一を想定して一時避難先とする地域交流センターや防災備蓄倉庫の設置は加点対象となり得ますか。

回答 8

公募要項の第 5 の 1 の (2) 審査の主な視点のとおり、総合的に審査することになります。

質問 9

広域型特養のほか在宅サービスを付加することで地域介護ニーズの解消に寄与したいと考えておりますが短期並びに D S を併設する場合の留意点及び制限等はございますか。また当該面積部分は本公募の補助対象として含まれますか。

回答 9

前述の回答 7 に同じ。